

条文素読問題の出題形式について

条文素読問題は以下の通り出題されます。試験までに各自条文を読み、準備してください。

【例題】

以下の各条項は、民法（明治29年4月27日法律第89号）の第1条から第724条の2のうちから、20条項を選び、それぞれ1つの用語だけを誤ったものに置き換えて、順不同で配列したものである。

それぞれの条項について誤った用語の部分に「×印」あるいは「=印」を書いて削除し、解答欄に正しい用語を書くこと。

持参した六法の参照可。

(第●条)

この法律は、個人の価値と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

解答欄< >

【解答】

(第●条)

この法律は、個人の~~価値~~と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

解答欄< 尊厳 >

※例題は、第2条からの出題です。第何条かは伏せた状態で出題されます。

<注意事項>

- (1) 例えば、正しい用語が「無効」であるにもかかわらず、問題文に「有効」と記載されている場合、解答者が、①「有」の部分だけに「×印」あるいは「=印」を書いて削除し、解答欄に「無」と書いても、②「有効」の部分に「×印」あるいは「=印」を書いて削除し、解答欄に「無効」と書いても、いずれも正解とする。
- (2) 誤字・脱字は正解とはしない。正確に書くこと。